

※____（下線）が更新箇所

新型コロナウイルス感染防止に向けた授業実施の方針（6月16日更新）

令和2年4月 1日

一部改正 令和2年6月 2日

一部改正 令和2年6月16日

福井大学新型コロナウイルス感染症危機対策本部決定

前期の授業（試験を含む。）は、基本的に全てインターネットを用いた遠隔授業により行うこととするため、原則自宅で履修することになるが、実験・実習等、遠隔授業によることが困難な場合は、各学部・研究科の状況に応じて、遠隔授業で代替可能な内容の実施を工夫しつつ、3密を徹底的に回避する対策と十分な換気を講じた上で、分散実施や実施時期の変更など感染リスクに十分配慮して実験・実習等を行うことを可能とする。試験についても、遠隔により行うことが困難な場合は、同様の取扱いとする。これらの場合の具体的な授業方法等は下記のとおりとする。

なお、6月19日以降当分の間は、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び福岡県から福井県に移動した場合は、移動後2週間は特に注意深く健康観察を行いつつ、登学することとする。

また、この方針については、今後の感染状況を踏まえ、随時見直すこととする。

記

（実験・実習等の具体的な授業方法等）

1. 3密の回避

（1）「密閉」の回避（換気の徹底）

○実験室等に換気扇等が備わっている場合は、常時稼働させておく。

○授業中の実験室等の換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに

（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行う。

○窓のない実験室等は、常時出入口を開ける、換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努める。

○エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気を行う。

（2）「密集」の回避（身体的距離の確保）

○実験室等では、学生の間隔をできるだけ2メートル（最低1メートル）空けるようにする（一つおき着席等）。

（3）「密接」の回避（マスクの着用）

○授業担当教員及び学生は、基本的に常時マスクを着用する。ただし、熱中症な

どの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外し、換気や学生の間隔を十分に空けるなどの配慮を行う。なお、体育の授業におけるマスクの着用は必要としないが、配慮事項等については令和2年5月21日付け文部科学省事務連絡（学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について）を参照する。

2. その他の留意事項

- 授業担当教員及び学生は、実験室等の入退室時にアルコール消毒又は石鹼による手洗いを励行する。
- 授業担当教員は、授業の冒頭で次のことを行う。
 - ①朝の検温の結果や発熱・咳・全身の倦怠感等風邪様の症状が見られる学生がいないかを確認し、該当者がいる場合は、自宅で休養するよう指導するとともに、担当課（学生サービス課、松岡キャンパス学務課又は敦賀キャンパス運営管理課）にメール又は電話で連絡し指示に従うよう指導する。
 - ②授業中は必要な場合を除き不要な会話を慎むよう指示する。
- 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いをを行う。
- 学生について、罹患者のほか、濃厚接触による自宅待機者、発熱・咳・全身の倦怠感等風邪様の症状による自宅休養者については、授業形態等個々の事情に照らして補講・追試、レポートの活用等、当人の単位認定に不利益が生じないよう配慮する。
- 授業担当教員は、呼吸の障害や基礎疾患等があることにより重症化リスクが高い学生がいる場合は、主治医や学生総合相談室、保健管理センター等とよく相談して登学の判断を行うよう指導する。なお、これらにより登学できないと判断された学生については、遠隔授業の工夫、レポートの活用等、当人の単位認定に不利益が生じないよう配慮する。
- 授業担当教員についても、発熱・咳・全身の倦怠感等風邪様の症状が見られる場合は、躊躇せず自宅で休養するとともに、学生及び担当課（教務課、松岡キャンパス学務課又は敦賀キャンパス運営管理課）へ連絡する。